

災害発生時の議員行動マニュアル

1 目的

このマニュアルは、松江市議会災害発生時対応要領（平成27年1月29日制定。以下「要領」という。）に定めた松江市議会議員（以下「議員」という。）の活動等について具体的な行動マニュアルを定め、大規模災害発生時の災害対応を行うものとする。

2 行動基準

(1) 災害発生時

- ① 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。
- ② 議員は、松江市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）の指示があるまでは、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により各自で状況を判断し、行動する。

(2) 初動体制（災害の発生後おおよそ1日ないし2日目）

- ① 議員は、市内において地震等による大規模な被害が確認された場合は、電話その他の方法により、支援本部に安否及び居所又は連絡場所を報告し、以後の連絡体制の確立と維持に努める。
- ② 議員は、通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能な場合は、支援本部においても可能な限り議員の状況の把握に努めることから、むやみに移動せず、自宅又は自宅付近の避難所等にとどまり、支援本部からの連絡を待つものとする。

(3) 応急体制（災害の発生後おおよそ1週間以内）

- ① 議員は、自身の安全を最優先とした上で、各地域における被災地及び避難所等において情報収集を行い、支援本部へ報告する。
- ② 支援本部は、各議員からの情報を集約し、松江市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）に必要な情報を提供する。
- ③ 支援本部は、市対策本部の情報収集に努める。
- ④ 上記情報について、支援本部で集約し、各議員へ提供する。

(4) 復旧体制（災害の発生後おおよそ1週間以降）

- ① 議長は支援本部で協議のうえ、必要に応じて全員協議会を招集し、各地域で活動している議員は可能な限り会議に参集する。
- ② 支援本部は、被害状況の実態を把握するとともに、必要に応じて今後の議会の対応について協議する。

3 行動時の留意事項

- (1) 災害情報の提供及び要望等は、原則、市対策本部へは直接行わず、支援本部を通じて行うこと。
- (2) このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は、支援本部で協議のうえ決定する。